|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ご意見の要旨 | 市の考え方（案） |
| ○「１　市における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針」について | | |
| １ | （意見なし） |  |
| 〇「２　堺市のバリアフリー基本構想（堺市交通バリアフリー基本構想を含む。）の評価・見直し」について | | |
| １ | ●評価・見直しについて  たとえば堺東駅については車いす利用者や階段、エスカレーターを使いにくい駅利用者が、現在、駅前広場から改札へアプローチできるルートが一か所のみとなっている。たとえば東側から来る人が改札に辿り着くためには大きく回らないといけない状況であり、大きな駅に関しては一か所だけでなく、改善が必要である。  今まで重点整備地区であった地区も見直しされるということだが、このような視点も取り入れた検証を行う必要がある。 | ・ご意見について関係課と共有し、本方針（案）16頁に記載のとおり、現時点で求められるバリアフリー化に照らし、様々なご意見をいただきながら各基本構想についての評価・見直しを検討します。 |
| 〇「３　当事者参加の仕組み」について | | |
| １ | ●当事者参加の機会確保について  　南海高野線（堺東-浅香山間）の立体化や高架駅の説明会等あれば当事者として参加したい。 | ・ご意見について関係課と共有し、本方針（案）22頁に記載の考えに基づいて、取組を検討します。 |
| 〇「４　バリアフリー化の推進に向けた取組」について | | |
| １ | ●バリアフリーマップによる情報提供について  　堺市内のバリアフリー整備状況をマップとして掲示してほしい。ポケットサイズで、飲食店、ホテル等の情報も含めたものを作成してほしい。 | ・本方針（案）26頁に記載のとおり、移動等円滑化に関する情報の提供は重要であると認識しており、バリアフリーマップによる情報提供については検討を進めます。 |
| ２ | ●ホームドアの設置について  　ホームドアの設置にあたっては百舌鳥駅のように地図上では約30度のカーブがあり、快速電車などがかなりのスピードで通過するなど、転落・接触の危険性の高い駅に優先的に速やかに設置すること。 | ・ホームドア等の設置に関してご指摘いただいている点を踏まえ、本方針（案）28頁に記載のとおり、すべての人々が安心して駅を利用できるよう、鉄道事業者に対し働きかけを継続して行います。 |
| ３ | ●ホームドア等導入の促進について  　ホームドアがあることによって様々な特性を持つ障害者児の転落を防ぐことができると考えるため、今後も強くホームドア等導入の促進について働きかけを継続してほしい。 |
| ４ | ●駅員無配置化（無人駅）への対応について  　周辺に障害者施設や特別支援学校が数校あり、百舌鳥古墳群の「玄関口」でもある百舌鳥駅での事故を未然に防ぎ、事故発生の際の素早い対応や、乗客へのきめの細かい対応を行うためにも駅係員配置を復活し、常駐すること。安全確保要員を配置すること。 | ・本方針（案）28頁に記載のとおり、無人駅対応に関してご指摘いただいている点を踏まえ、すべての人々が安心して駅を利用できるよう、鉄道事業者に対し駅員の常時配置について継続して要望します。 |
| ５ | ●駅員無配置化（無人駅）への対応について  具体的な対応について踏み込む必要がある。たとえば、手話が必要な方であれば、モニターで手話のできる駅員とやり取りができる機能をつくることや、視覚障害者には券売機、ホームへの誘導などの音声案内を設置することなどが必要。  また、無人駅周辺（踏み切りなど）の事故などへの対応について地元の聞き取りと対応などを考えていくべき。 |
| ６ | ●ホームドア等導入の促進及び駅員無配置化（無人駅）への対応について  　鉄道駅における駅員無配置化（無人駅）やホームドアが設置されていないことによる事故がある中で、対応していくべきである。 | ・本方針（案）28頁に記載のとおり、無人駅対応及びホームドアの設置に関してご指摘いただいている点を踏まえ、すべての人々が安心して駅を利用できるよう、鉄道事業者に対しホームドア等の設置に向けた働きかけと、駅員の常時配置の要望について継続して行います。 |
| ７ | ●市職員の対応について  　窓口担当の職員は基本的に優しく丁寧だと思うが、時々言い方が気になる方がいる。障害・疾病等について学んでいただきたい。  　また、窓口対応にあたって、手話を言語とする聴覚障害者はマスクで口元がわからないため、工夫してほしい。さらにICTを活用して窓口でも手話通訳者がオンラインで対応できるようにすることや、相談自体をオンラインでできるようにすることができないか。 | ・本方針（案）24頁に記載のとおり、本市では各基本構想によるハード整備のほか、個々の場面における社会的障壁に対する取組の一つとして、職員が適切に対応できるよう職員対応要領などの活用を含めた市職員への研修の取組を継続して実施します。  ・ご意見について関係課と共有し、コロナ禍におけるバリアフリー化に向けた検討を進めます。 |
| ８ | ●自転車の安全利用の推進  　バス停にバスが停車し、人の乗降があることが明らかであるにも関わらず、速度を落とさずに接近する自転車を見かけます。障害があると気付くことが難しく危険を感じるため、啓発を行ってほしい。 | ・本方針（案）27頁に記載のとおり、広報啓発活動などを積極的に展開することにより、引き続き自転車利用者のルール遵守、マナー向上を図ります。 |
| ９ | ●自転車の安全利用の推進  　自転車レーンの車道横への新規敷設や移行については危険であると考える。 | ・自転車レーンについては、歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した整備を進めます。 |
| 10 | ●公園のバリアフリー化の推進について  　バイクの進入を防止するためのゲートについて、「車椅子も通れるＵＤ（ユニバーサルデザイン）とうたっているゲート」が多く設置されているが、車いすのタイプ、大きさによって通行できない構造になっている問題もある。バイクなどを進入させないためにそれだけが有効なのか改めて検証し、実際に車いす利用者などの方が通行できないと移動の円滑化にならないのではないか。 | ・ご意見について関係課と共有し、バリアフリー化の改善に向けた取組を検討します。 |
| 11 | ●心のバリアフリーについて  　市民を対象とした心のバリアフリーの推進よりも、まず市が十分な予算と人員の配置をしてバリアフリー化を推進すべきである。 | ・ご意見について関係課と共有し、ハード面とソフト面の両面から市として取り組むべきバリアフリー化を検討します。 |
| ○「５　バリアフリー化のさらなる拡充に向けた検討」について | | |
| １ | ●学校のバリアフリー化について  学校は避難所等の役割もあるにも関わらず、バリアフリー整備が進んでおらず、スロープや手すりだけでなく、多目的トイレも非常に少ない。子どもたちがバリアフリー整備の進んだ施設を目の当たりすることで、将来就職してから、就職先でバリアフリー化を進める役割も担ってくれるのではないか。 | ・ご意見について、本方針（案）33頁の記載内容も踏まえて教育委員会事務局等関係部局と共有し、連携して今後もバリアフリー化に関する検討を進めます。 |
| ２ | ●学校のバリアフリー化について  児童数・生徒数・保護者数を考えても、公立学校の多目的トイレの数が非常に少なく、３人待ちになった時に、間に合わないことも起こりえると思う。  まずは、学校のトイレのバリアフリー化や多目的トイレの増設を進めるべきではないか。 |
| ３ | ●学校のバリアフリー化について  堺市移動等円滑化促進方針はとても素晴らしいと思うが、堺市内の知的障害者の特別支援学校が、百舌鳥支援学校と上神谷支援学校の２校だけでは、堺市内にある各小学校と比べても遠すぎると思う。本方針の中に、各区に特別支援学校を増設することも、障害児の移動等円滑化促進として、盛り込んでほしい。 |
| ４ | ●学校のバリアフリー化について  　避難所、在宅避難の支援拠点となる学校のバリアフリー化及びユニバ―サルデザイン化は必要不可欠である。  　マンホールトイレの整備や体育館の耐震化等と併せて、オストメイト用のトイレや、現在の設備では避難が難しい人への支援も考えてほしい。 |
| ５ | ●福祉移送サービスについて  　歩くことができても１人で外出できない障害者はいるため、重度障害者だけでなく軽度・中度の障害者にも手厚い移送サービスが必要である。 | ・ご意見について関係課と共有し、移動制約のある方に対する取組や必要性を検討します。 |
| ６ | ●災害時、緊急時における要配慮者への対応について  　小学校区あるいは中学校区を単位とし、障害者児を含め、地域の中で「玄関先までの避難」を訓練として実施してほしい。「玄関先までの避難」とは、「寝ている場所から玄関まで移動し、靴を履いて外へ出るまで」を指す。訓練を実施することで、玄関までに障害物はないか、車いす利用者はどのくらいの時間がかかるか、本人も周囲の人も知ることができ、災害時、緊急時の助け合いに繋がる。  　そのための事前取組として、小中学生が要配慮者の状況を把握する取組を実施することで、地域での役割を実感してもらうことに繋がる。 | ・災害リスクは、災害の種別や個々の住んでいる住宅事情によっても異なってくることから、避難行動要支援者への支援を含め、適切な避難行動や事前準備への周知啓発等が重要です。  このような中、玄関先までの避難を目的とした「避難訓練」については、自助共助の取組として市内の一部の校区で実施されています。これらの取組を通じて、避難行動要支援者の避難支援のネットワークが広がるよう、関係課と連携しながら、様々な機会を通じて、自主防災組織等地域の方々への理解促進に取り組みます。 |
| ７ | ●新しい生活様式における避難所での対応について  　障害者本人や家族がこれまで訴えてきた避難生活の改善をより一層推進してほしい。  　飛沫防止のためのマスク等が必要であることは承知であるが、手話が必要な聴覚障害者であれば口元が見える工夫が必要なことや、アルコールやマスクを使用することが難しい人がいることへ理解の促進も必要である。 | ・本市では、避難所におけるすべての避難所生活者の生活改善に係る取組を推進しており、堺市避難所運営マニュアルにおいては、要配慮者への対応として、障害のある方への配慮のポイントを具体的に示しています。  特にコロナ禍における避難所での感染防止策では、運営マニュアルを別途作成のうえ、マスクやアルコール消毒液、段ボールベッドやパーテーションのほか、受付時に対応職員が使用するフェイスシールドなどを配備しました。  　今後も、災害発生時に適切な避難所運営が行われるよう、市職員への研修や訓練を行います。また、関係部局と連携のうえ、地域への情報発信や防災訓練の促進に取り組みます。 |
| 〇方針全般、その他について | | |
| １ | ●バリアフリーに関する情報提供について  各区又は市ホームページでの施設のバリアフリー情報を掲載してはどうか。 | ・公共施設のバリアフリーに関する情報については本市ホームページ  （http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/syakai\_sanka/barrier\_free/index.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。 |
| ２ | ●重点整備地区以外のバリアフリー化について  　エレベーター及び立体歩道橋、歩道の舗装の整備を実施してほしい。（車いす使用者が楽に走行できるような整備や、緑道における勾配の緩和など） | ・本方針（案）は6頁に記載のとおり、全市域を対象とした、今後求められるバリアフリー化の取組を推進するための指針です。  ・重点整備地区以外の道路等のバリアフリー化につきましても、本方針（案）27頁に記載のとおり、高齢者や障害者をはじめ、すべての歩行者が安全で快適に通行できるような歩行空間の確保に努めます。 |
| ３ | ●道路のバリアフリー化について  　鉄道駅だけでなく、バス停周辺のバリアフリー化についても推進してほしい。 |
| ４ | ●方針全般について  　内容がバリアフリーのことだったので、勉強になった。特に団地等では様々な人が住んでいて高齢者も多いため、これからもバリアフリーを進めてほしい。応援いたします。 | ・本方針（案）の名称となっている「移動等円滑化促進」が「バリアフリー化」の取組としてご理解いただくことが困難であったものと思料いたしますので、副題等を設定することでより分かりやすいものとなるよう検討します。  ・また、ご意見について関係課と共有し、バリアフリー化に向けた取組を進めます。 |
| ５ | ●方針全般について  堺市として、住民密着の行政を今後も行ってほしい。その上で、本方針が活かされてくると思う。堺市としての良さをこれからも大切にしてください。 | ・ご意見として承り、関係課と共有いたします。 |
| ６ | ●方針全般について  　「高齢者や障害者を含めたすべての人々を対象として『移動しやすさ』」を掲げ、「移動等の円滑化促進方針」「バリアフリー化」を打ち出していることに異論はない。 | ・ご意見として承り、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方に基づき、市として、すべての人々の「移動しやすさ」、「社会参加のしやすさ」をめざした取組を推進できるよう、関係課と共有いたします。 |
| ７ | ●具体的な施策について  　「移動は生活に不可欠」「すべての人々の移動を保障する」ということを明確にしておく必要がある。市民がいろんな活動をするうえでは、「移動」が円滑にできてこそである。「移動の保障」は堺のまちづくりの土台だと考える。  　具体的な施策として、「おでかけ応援バスカード」の利用対象者が65歳以上の高齢者のみとなっているが、障害者や、妊婦・乳幼児・子育て中の親、生活保護受給者はなぜ対象から除外されているのか。 | ・おでかけ応援制度は、家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加と健康増進を促し、また公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に６５歳以上の堺市民の方が１乗車１００円でご利用できる制度です。  ・JRや私鉄各社において、利用者に応じた旅客運賃の割引制度を設けています。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、割引制度があります。  　また、障害者の介護者について、本人の障害の程度によって割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。  ・ご意見について関係課と共有し、バリアフリー化に関する検討を進めます。 |
| ８ | ●具体的な施策について  　「移動の保障」を明確にしてほしい。  　具体的な施策として、交通弱者の「交通利用域」に配慮したバス路線網の充実、コミュニティバスの検討、「おでかけ応援バスカード」の利用対象者に障害者や妊婦・乳児・子育て中の親、生活保護受給者の追加を要望する。 |
| ９ | ●具体的な施策について  　「おでかけ応援バスカード」の利用対象者について、障害者やシングルマザー、生活保護受給者、学生等にも対象を拡大してほしい。 |
| 10 | ●具体的な施策について  ・おでかけ応援バスカードの利用対象者を長期休み中の小中学生等にも拡大してほしい。  ・ソフィア堺への深井駅及び津久野駅からのバス路線を整備してほしい。 | ・ご意見として承り、事業者と共有いたします。 |
| 11 | ●方針全般について  　高齢者に加え、障害者、子ども、外国人や観光客のための施設のバリアフリー化や、「心のバリアフリー」、鉄道駅の無人化への対応に言及していることは評価できる。  　段差や、車いす移動が可能な道幅など、配慮のあるまちづくりがされることはありがたく、必要なことであると思うが、「移動の円滑化」は狭義の「バリアフリー」にとどまるものではないと考える。  　「移動の円滑化」で一番大事なことは、経済的な事情も含め、自由に、行きたいところに、便利にアクセスできることが市民の権利であるという視点であると考える。この点で、本方針（案）はその一部分にしか焦点があてられておらず、市民のねがい・権利の確保・充実に全面的に応えたものとなっていないと思う。 | ・ご意見について関係課と共有し、ご指摘いただいた点を踏まえ、バリアフリー化に関する検討を進めます。 |
| 12 | ●具体的な施策について  　公共交通機関について、便利に安い料金で移動できることをより重視すべき。堺市内全域において、特に東西間の移動の不便さや、乗り継ぎ回数が多いことにより交通費が高額になることは、車での移動が困難な人などにとって、移動のための大きな障害となるのではないか。特にバスについて、乗り換えても値段が変わらない等、より便利に、より安い料金で利用できるようにしてほしい。  　基本的に民営であることは理解しているが、「おでかけ応援バスカード」をより充実させる等、市民の移動の権利を守る観点からも、事業者への助成の拡大を検討してほしい。 | ・路線バスの料金設定は、道路運送法に基づき事業者が国の認可を受け、認可運賃以内で設定されています。また、おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に６５歳以上の堺市民の方が１乗車１００円でご利用できる制度となっておりますのでご理解いただきますようお願いします。 |
| 13 | ●具体的な施策について  　歩行者や自転車、障害者が安全に移動できる方策をとってほしい。  　車いすが通れない幅の歩道や、歩道と車道の区別がない道路が多くあり、バスや普通車とのすれ違いに危険を感じる。  　すぐに解決できないこともあるとは思うが、少しでも改善してもらいたい。 | ・ご意見について関係課と共有し、本方針（案）27頁に記載のとおり、高齢者や障害者をはじめ、すべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、道路のバリアフリー化等による安全・安心な歩行空間の確保に努めます。 |
| 14 | ●具体的な施策について  　運転手の過労等による事故が起こらないよう、事業者に対して指導するのみにとどまるのではなく、適切な助成を含め、事業者が安全に公共交通機関を運営するための施策を展開してもらいたい。 | ・安全な運行や従業員の健康管理については公共交通機関の責務であることから、ご意見については、公共交通機関にお伝えします。 |
| 15 | ●具体的な施策について  　バスのダイヤの定時出発の推進など、バスの利便性を高めるため、適切な助成を含めて検討し、事業者との協議を進めてほしい。  　また、電車についてもダイヤの改善や、快速電車の停車駅の増設等の施策が推進されるよう、事業者との協議を進めてほしい。 | ・事業者は定期的なダイヤの見直しにより、定時性の確保に取り組んでいます。ご意見について事業者と共有させていただきます。 |
| 16 | ●具体的な施策について  　多目的トイレについて、「みんなのトイレ」や「誰でも使えます」等と表示されていることで、障害者のための設備でありながら、健常者が使用している場面が多い。その結果、車いす使用者等が待たされることとなってしまっているのは遺憾である。  　多目的トイレは、車いす使用者や高齢者、子ども連れ、介助を必要とする人等、使用者を制限する必要がある。 | ・ご意見について関係課と共有し、ご指摘いただいた点を踏まえ、バリアフリー化に関する検討を進めます。 |
| 17 | ●具体的な施策について  　車いす用トイレについて、公共交通機関、行政施設、大規模商業施設等に整備されていると思うが、不足していると感じる。  　特に行政施設については休日は閉まっていることが多いので、休日でも使用できるよう工夫してほしい。 | ・ご意見について関係課と共有し、ご指摘いただいた点を踏まえ、バリアフリー化に関する検討を進めます。 |
| 18 | ●具体的な施策について  　歩道と車道の段差や、狭い歩道、傾斜が大きい等、車いすで通行する際に危険な箇所が多い。特に電動車いす使用者がそのような歩道を一人で通行する際には転倒の可能性が高い。このような点から、車いす使用者が車道を通行していることがある。交通事故の危険性があるため、速やかに是正してほしい。 | ・ご意見について関係課と共有し、本方針（案）27頁に記載のとおり、高齢者や障害者をはじめ、すべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、道路のバリアフリー化等による安全・安心な歩行空間の確保に努めます。 |
| 19 | ●具体的な施策について  　歩道や鉄道駅のホームにおけるスマートフォンを見ながらの通行が多い。特に障害者にとって危険であり、衝突につながりかねないので、この点についてソフト面におけるバリアフリー化の観点からも、積極的な啓発が必要である。 | ・本方針（案）24頁に記載のとおり、ハード整備だけでなく、バリアフリー化施設を利用する人による配慮や高齢者、障害者等の移動等に手助けすること等の支援が重要であるという認識について効果的な手法を検討します。 |
| 20 | ●具体的な施策について  　交通弱者と呼ばれる人々は、主にバスを利用して移動しています。安全に利用するためには停留所や乗降時の補助等の対策が必要であるため、事業者との協議を行ってほしい。 | ・本市では、すべての人が乗り降りしやすいノンステップバスの導入に対してバス事業者に補助を行っています。ご意見について事業者と共有させていただきます。 |

（以上）